

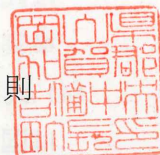
吉備中央町公告第 33 号

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

吉備中央町長 山 本 雅 則



1 入札に付する事項

(1) 種 別 業務委託

(2) 業 務 名 ①加賀南小学校スクールバス運行管理業務

路線番号 1 北路線

路線番号 2 岨谷路線

②加賀中学校スクールバス運行管理業務

路線番号 1 吉川・吉備高原路線

路線番号 2 大和路線

路線番号 3 上竹・豊野路線

路線番号 4 円城路線

路線番号 5 津賀路線

路線番号 6 御北路線

(3) 業 務 内 容 「加賀南小学校スクールバス運行管理業務共通仕様書」及び「加賀中学校スクールバス運行管理業務共通仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり。

(4) 委 託 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 予 定 価 格 設定有り。

(6) 最低制限価格 設定有り。

(7) 入札保証金 免除

(8) 入 札 方 法 入札は、運行路線ごとに委託期間（2 年間）の総額（消費税及び地方消費税を除く。）で行う。本公告、設計書及び仕様書等を熟知のうえ、入札金額の見積りを行うこと。

2 入札参加資格

本業務に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から入札日までいずれの日においても、吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 16 年吉備中央町告示第 8 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から入札日までいずれの日においても、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団の構成員及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定による許可を受けて、次の各号のいずれかの事業を営む者のうち、当該各号に定める要件に該当する者であること。
 - ア 一般貸切旅客自動車運送事業を営む者で、吉備中央町及び吉備中央町に隣接する市区町（岡山市北区、総社市、高梁市、真庭市、美咲町）に主たる事業所を置く法人であること。
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者で、吉備中央町内において路線を定めて定期に運行している法人であること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

本公告の日から令和 8 年 9 月 15 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出先

岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1 番地 2
吉備中央町 総務課

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（指定用紙）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業許可書の写し又は一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し

ウ 安全運行管理体制を証する書類

エ 保有バス等が確認できる書類

オ 使用印鑑届

カ 印鑑証明書

キ 登記簿謄本

ク 納税証明書

・ 国税（本社を管轄する税務署長が発行するもの（税目は、法人税と消費税及び地方消費税））

・ 都道府県税（本町と契約を締結する事業所等の所在都道府県のもの）

・ 市町村税（本町と契約を締結する事業所等の所在市町村のもの）

※指定用紙は吉備中央町ホームページからダウンロードすること。

(5) 提出方法

持参または郵送による。

※ただし、郵送する場合は令和8年9月15日（火）までの消印を有効とする。

(6) その他

ア 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

4 入札参加資格の有無

(1) 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和8年9月24日（木）までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、参加資格者証という。）を送付する。

(2) 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和8年9月24日（木）午後5時までに電話連絡をし、後日その理由書を送付する。

5 設計書、仕様書の配付

入札参加を希望する者に、設計書及び仕様書（いずれも紙媒体。）を次のとおり配付する。

(1) 配付期間

本公告の日から令和8年9月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配付場所

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2
吉備中央町役場 総務課

6 質疑について

入札に関して質疑がある場合は、質疑書に質問内容を記入のうえ、持参またはFAXにて提出すること。

※質疑書の様式は吉備中央町ホームページからダウンロードすること。

(1) 質疑書提出期限

令和8年9月15日（火）正午まで

(2) 質疑書提出先

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町 総務課

FAX番号 0866-54-1855

(3) 質疑回答

参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、令和8年9月24日（木）までにFAXで回答する。

7 入札の取り止め等

(1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札の参加を取り止めることができる。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、入札を棄権したものとみなす。

8 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年9月29日（火）午前9時00分から

(2) 入札場所

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎 2階中会議室

9 入札金額の記載方法等

(1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。

(2) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。また、入札金額は委託期間（2年間）の総額とする。

10 入札における注意事項

(1) 入札参加者は、入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

(2) 入札については、第1項第2号に掲げる業務ごとに行い、入札の順番は各業務の路線番号順とする。

(3) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人が記名、押印すること。

(4) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

- (5) 予定価格以下の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。
- (6) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最低入札者を落札者とする。
- (7) 落札者となるべき同価格に入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (8) 再々度の入札においても落札者が決定しない場合は、再々度の入札における最低入札者（第12項各号に掲げる無効の入札をした者を除く。）と協議を行う場合がある。
- (9) 入札後、仕様書及び設計書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 入札の取りやめ等

不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちにを行う再度の入札には参加できない。

- (1) 最低制限価格を下回った入札
- (2) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (3) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXその他の電気通信による入札
- (8) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ア 記名押印のない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - エ 要領を知得することができない入札書
 - オ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - カ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 契約条件等

- (1) 契約の締結日は令和9年4月1日とする。なお、本入札は令和9年度及び令和10年度契約の事前準備行為であり、当該業務において予算が成立しない場合には、契約を締結しないものとする。
- (2) 契約は、複数年（2年間）契約で行うものとする。契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

- (3) 契約保証金は、契約金額の 10 分の 1 以上とする。ただし、吉備中央町財務規則（平成 16 年規則第 46 号）第 113 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (4) 契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (5) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

14 支払方法

- (1) 設計書の単価に落札率を乗じた額（1 円未満は四捨五入）を「受託単価」として委託者が定める。「受託単価」に毎月の運行実績による数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した金額を受託者に支払うものとする。（端数処理により、契約金額との差異が生じた場合は、令和 11 年 3 月分の委託料において精算を行うものとする。）
- (2) 数量変更等により契約金額と委託者が受託者に支払うべき金額に過不足が生じた場合は、委託期間の各年度末までに設計変更を行い、変更契約を締結するものとする。

15 その他

本公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及び吉備中央町財務規則等の定めるところによる。